

○愛媛県障害者支援施設の設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則

令和3年3月26日規則第22号

愛媛県障害者支援施設の設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則を次のように定める。

愛媛県障害者支援施設の設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則

愛媛県障害者支援施設の設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則（平成25年愛媛県規則第7号）の全部を改正する。

（趣旨）

第1条 この規則は、愛媛県障害者支援施設の設備及び運営に関する基準を定める条例（令和3年愛媛県条例第21号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

（技術的読替え）

第2条 条例第3条の規定により障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害者支援施設の設備及び運営に関する基準（平成18年厚生労働省令第177号）に定める基準を同条の基準とする場合においては、同省令第34条第2項中「この章」とあるのは、「この章（第7条を除く。）の規定及び愛媛県障害者支援施設の設備及び運営に関する基準を定める条例（令和3年愛媛県条例第21号）第4条」と読み替えるものとする。

附 則

この規則は、令和3年4月1日から施行する。